

令和2年度 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会 事業計画書

近年、少子高齢化・人口減少・介護や経済格差に伴う貧困、地域社会からの孤立など福祉課題は複雑・多様化しており、制度ごとの支援や「支え手」・「受け手」という関係の支え合いから、分野をまたがった総合的な支援と地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる支援へと転換することが求められています。

このような状況の中、国は「地域共生社会」の実現に向けて、地域にある課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、地域住民の共助による「ともに創る住みよいまちづくり」を目指し、「地域包括ケアシステム」の強化を進めています。

また、昨今、全国各地で自然災害が相次いでおり、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、平時から災害時における支援体制の整備が急務となっております。

こうした背景の中、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の役割はますます大きくなってきています。そのため、本会は住民の福祉ニーズに柔軟に対応できるよう行政をはじめ関係機関、民間諸団体等と一層連携を深め、きめ細やかな地域福祉活動の推進とネットワークづくりをすすめていきます。住民一人ひとりがいつまでも暮らし続けたいと思える、みんなにやさしい安心、安全なまちづくりの実現を目指し、以下の基本方針により地域福祉の充実に取り組みます。

<基本方針>

1 地域課題への対応

介護保険制度等の公的サービスで対応できないニーズに対し、住民の助け合いの理念に基づく住民主体の福祉のまちづくりを目指し、地域での生活支援の仕組みづくりを関係機関と連携して進めます。

住民の助け合い家事支援事業として取り組んでいる「ちょこボラサービス」につきましては、利用会員からの多様なニーズに応えるため、協力会員の育成に努め、住民参加による地域福祉を推進します。

地域での居場所づくりの一環として取り組まれている「ふれあい・いきいきサロン」につきましては、「出張サロン」や「サロンの立ち上げ支援」を実施し、サロンの拡充を促進します。

また、災害の発生に備え、迅速に災害ボランティアセンターを設置し、円滑な運営ができるよう職員の資質向上に努めます。

2 地域福祉活動の推進

地域福祉事業につきましては、支会間の情報交換や先進地の調査研究を進め、支会活動の充実を図るとともに、職員が積極的に地域へ出向き、支会との連携を深めます。

ボランティアセンター事業につきましては、昨年につき「いちのみやボランティアフェスティバル」を開催し、ボランティア活動を啓発するとともに、各種ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成に努めます。

また、発災時には災害ボランティアを募り、被災地支援を行います。

障害者福祉活動事業につきましては、今年度、東京パラリンピック開催の年であり、障害者スポーツを広める機会と捉え、「障害者スポーツ教室」を実施し、障害者スポーツの普及に努めます。

日常生活自立支援事業につきましては、制度の周知に努め、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が自立して生活できるよう支援します。

3 介護サービスの充実

介護保険・障害福祉サービス事業につきましては、介護保険法・障害者総合支援法の改正、報酬改定などの影響や介護職員の人員不足などの課題を踏まえ、健全経営に努めます。また、職員の福祉資格の取得推進・バックアップとスキルアップのための研修体制の充実を図り、引き続き職員の資質向上に努めます。

さらに、「介護サービス情報の公表制度」の適格事業所、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」の認証事業所として、ますます利用者から信頼される質の高いサービスを提供します。

4 安定した相談支援体制の確立

障害者相談支援事業につきましては、在宅の障害者の地域生活を支援するため、相談体制の強化を図るとともに、障害者とその家族等からの多岐にわたる相談に応じ、障害者基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会等、関係機関と連携して問題解決に取り組んでいきます。

また、「指定相談支援事業所」として、障害者がある能力や適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう的確なケアマネジメントを行い、質の高い適正な相談支援サービスを提供します。

5 法人運営の強化

法人の経営組織の強化及び事業運営の透明性の向上、人材の育成、財務規律の強化、会員の増強を図り、ウェブサイトを活用して市民にわかりやすい情報を発信し、信頼される法人運営に努めます。

また、頻発する災害に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、災害時における事業継続・復旧が円滑に進むよう準備します。

< 社会福祉事業内容 >

1 法人運営事業

(1) 法人運営全般

理事会・評議員会を開催する。

2 企画・広報事業

(1) 寄付者に対し顕彰を実施する。

(2) 広報紙「いちのみやの社会福祉」を発行する。

(3) ウェブサイトにより、迅速でわかりやすい情報発信を行う。

(4) マスコットキャラクター「いちぴよん」を各事業に活用する。

3 ふれあいのまちづくり推進事業

(1) 市民総参加を基盤とした支会組織の充実強化に努める。

(2) 支会長会議を開催し、情報の共有化に努め、支会活動の活性化を図る。

4 ボランティアセンター活動事業

ボランティアセンター事業を推進する。

(1) 各種ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成に努める。

① 手話奉仕員養成研修

② 夏休みこども手話教室

③ 夏休みこども点字教室

④ 点訳講習会

⑤ 声で伝えるボランティア講座

⑥ 文字で伝えるボランティア講座

⑦ 傾聴ボランティア養成講座

⑧ 防災ボランティアコーディネーター養成講座

⑨ 視覚障害者ガイドヘルプ講習会

- ⑩ 高齢者疑似体験インストラクター養成講座
- ⑪ こどもボランティアスクール
- (2) ボランティア団体の育成に努める。
- (3) いちのみやボランティアフェスティバルを開催し、広く市民にボランティア活動の啓発を図り、福祉の理解を深める。
- (4) 広報紙・ウェブサイトによる情報発信を積極的に行い、ボランティア活動の啓発と普及に努める。
- (5) ボランティア福祉体験学習を実施し、青少年の福祉の理解を深める。
- (6) ボランティアセンターにおける登録・斡旋機能を強化し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを求める人の橋渡しの円滑化を図る。
- (7) ボランティア活動保険の加入を促進する。
- (8) 家庭体験ボランティアによる児童養護施設の子どもの受入れを行う。
- (9) 発災時に災害ボランティアを派遣し、被災地を支援する。

5 共同募金配分金事業

共同募金配分金事業を推進する。

- (1) 高齢者福祉活動事業
 - ① 「敬老の日」を中心に敬老会等の行事を開催する。
 - ② 数え100歳を迎えられた高齢者に長寿祝い金を贈る。
 - ③ 老人クラブへの助成を行う。
- (2) 障害児・者福祉活動事業
 - ① 各障害児・者団体の行事等への助成を行う。
 - ② おもちゃ図書館の運営を行う。
 - ③ 障害者スポーツ教室を開催する。
 - ④ 障害者ふれあいスポーツ交流会（仮称）を開催する。
- (3) 児童・青少年福祉活動事業
 - ① 福祉善行児童・生徒の表彰を行う。
 - ② 福祉推進校への助成を行う。
 - ③ 市内の小中学校で福祉実践教室を開催する。
 - ④ 児童福祉関係団体への助成を行う。
 - ⑤ 夏休み盲導犬教室を開催する。
- (4) 母子・父子福祉活動事業
 - ① 関係団体への助成を行う。

(5) 福祉育成・援助活動事業

- ① 低所得者階層への援助を行う。
- ② ふれあい・いきいきサロン交流会及び出張サロンを開催すると共に、サロンの立ち上げ支援を行う。
- ③ 広報紙を発行する。
- ④ 関係団体への助成を行う。

(6) ボランティア活動育成事業

- ① ボランティアの地区活動推進及びグループ助成を行う。
- ② 災害時の対応のため活動資機材の確保充実に努める。

(7) 歳末たすけあい配分金事業

- ① 満70歳以上のひとり暮らし高齢者を歳末訪問し、見守り活動を推進する。

6 資金貸付事業

民生児童委員との連携を図り、低所得者等の自立の援助に努める。

- (1) 県社会福祉協議会より受託の生活福祉資金貸付制度の適切な運用を推進する。
- (2) 小口資金として、くらし資金、生活資金及び福祉金庫等の貸付を行う。
- (3) 市の生活支援相談室と連携し、貸付資金を適正に利用できるよう相談者を援助する。

7 居宅介護等事業

訪問介護員により、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、障害者等に対し、訪問介護を行う。

- (1) 指定訪問介護事業における訪問介護サービスを実施する。
- (2) あんしん介護予防事業における訪問介護サービスを実施する。
- (3) 障害福祉サービス事業における訪問介護サービスを実施する。
- (4) 移動支援事業における訪問介護サービスを実施する。

8 居宅介護支援事業

介護支援専門員により、介護保険法に基づく適正な居宅介護支援及びあんしん介護予防事業における介護予防ケアマネジメントを行う。

9 相談支援事業

一宮市からの受託による「障害者相談支援センターいちのみや」において、障害者及びその家族等からの相談に応じ問題解決に取り組むとともに、「指定相

談支援事業所」として、相談支援専門員が契約に基づき「サービス等利用計画の作成」、「モニタリングの実施」を行う。

また、市が設置する「障害者基幹相談支援センター」に職員を派遣し、困難事例や障害者への虐待防止などの諸問題について対応する。

10 日常生活自立支援事業

県社会福祉協議会からの受託事業として、自らの判断で適切な福祉サービスを受けることが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域で自立した生活ができるように福祉サービス利用援助事業を行う。

11 生活支援体制整備事業

一宮市からの受託により、地域において多様な生活支援サービスを提供する仕組みを構築するため、コーディネーターを配置し、各種団体の連携強化、支え合う仕組みの構築を図る。

また、高齢者の日常生活上の困りごとを市民ボランティアが手助けする「ちよこボラサービス」を行う。

12 その他の市受託事業

(1) 視覚障害者パソコン教室事業

目の不自由な方を対象に、パソコン教室を開催する。

13 基金事業

基金の適正な運用に努め、高齢者等の援護事業を推進する。

< 収益事業内容 >

1 自動販売機設置事業

一宮市立市民病院等に飲料水の自動販売機を設置し、収益金を社会福祉事業に活用する。